

# 岐阜県公報

号外 (三) 平成十九年七月九日

## 目次

告示

岐阜県職員退職料給与条例施行細則及び岐阜県恩給及退職料給与手続の一部改正

(職員厚生課)

ページ 一

## 告示

岐阜県告示第四百七十一号の二

岐阜県職員退職料給与条例施行細則(昭和八年岐阜県告示第四百五十一号)及び岐阜県恩給及退職料給与手続(昭和九年岐阜県告示第百十九号)の一部を次のように改正する。

平成十九年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

(岐阜県職員退職料給与条例施行細則の一部改正)

第一条 岐阜県職員退職料給与条例施行細則(昭和八年岐阜県告示第四百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「二規定スル」を「又八第四十五条ノ二但書ノ規定ニ依リ」に改め、同条に次のただし書を加える。

但シ請求者ガ職員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在ル夫ナルトキハ生活資料ヲ得ルノ途ナク且扶養スル者ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ証明書ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

第三十六条第二項中「又八」を「若八」に、「ヲ条件トシテ」を「又八職員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在ルコトニ因リ」に改める。

(岐阜県恩給及退職料給与手続の一部改正)

第二条 岐阜県恩給及退職料給与手続(昭和九年岐阜県告示第百十九号)の一部を次のように改正する。

第六号様式備考二(二)中「夫又八成年ノ子ガ」を「岐阜県職員退職料給与条例第四十一条又八第四十五条ノ二但書ノ規定ニ依リ」に改め、同様式備考二(二)(三)

中「証明書」の下に「職員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在ル夫ニ在リテハ添  
附スルコトヲ要セズ」を加える。

第七号様式備考二(八)中「夫又ハ成年ノ子ガ」を「岐阜県職員退職料給与条例第  
四十一条又ハ第四十五条ノ二但書ノ規定ニ依リ」に改め、同様式備考二(八)(三)  
中「証明書」の下に「職員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在ル夫ニ在リテハ添  
附スルコトヲ要セズ」を加える。

第十号様式ノ二備考二(二)中「夫又ハ」を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行し、平成十九年三月三十一日から適用する。

平成十九年七月九日印刷  
平成十九年七月九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))